認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)

法人名				チェック欄			
2 実績	実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること						
会員 対値	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。)						
ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する目その他度無の及ぶ省が特定の範囲の目で ある活動(地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除							
<.	⟨∘⟩						
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動							
二 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動							
			実績判定期間]			
	すべての事業活動に係る金額等	1	(指標) 円				
1	のうちイ〜ニの活動に係る金額等	2	円]			
	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。) に係る金額等	(a)	円				
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会 員等である活動に係る金額等	(b)	円				
1	理益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	円				
,	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	a	円				
=	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求 める活動に係る金額等	e	PI				
	合 計 (@+b+c+d+e)	①	円	⇒ ②~			
				_			
基	<u> </u>	3	%				

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用) 記載要領

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用)記載要領				
項目	記 載 要 領	注 意 事 項		
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、 その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、 従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。		
「①のうち上記イ〜二の活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。			
「@〜ⓒ」各欄共通事項	「@~@」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「@~@」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。		
「会員等に対する資産の譲渡 等の活動(対価を得ないで行 われるもの等を除く。)に係る 金額等②」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は 役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われる もの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 (*補足も参照してください。) ① 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しては発見な嫌に参加する表としてお話される帳簿又		
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等®」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	くは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ② 役員 ③ 会員 なお、①においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 この表において「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の 10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額		
「便益が及ぶ者が特定の範囲 の者である活動に係る金額等 ⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成			
「特定の著作物又は特定の者 に関する活動に係る金額等 ④」欄 「特定の者に対し、その者の	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、 広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係 る金額等を記載します。 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は			
意に反した作為又は不作為を 求める活動に係る金額等®」 欄	不作為を求める活動に係る金額等を記載します。			

記載要領の補足

- 会員等について、例えば、登録された者を対象とし継続・反復して行われるカルチャースクールや、講習会のような活動により役務の提供を受ける者(法規第12条に該当する者を除きます。)は会員に類する者に該当すると考えられます。 また、例えば、登録された者を対象とした次のような相互の交流・連絡・意見交換に該当する活動に参加する者についても、会員等に該当すると考えられます。
 - サークルや同窓会のような活動
 - ・過去の参加者のみに案内状を送付し、過去の参加者のみが参加したシンポジウム(実態として過去の参加者のみを対象とした 活動であるため)
- 「会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する 者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動」は、便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動に該当しますので、便 益を受ける者に対する直接の活動に限られず、間接的ではあるがその活動の結果、特定の範囲の者に便益が及ぶ活動も該当しま す。
- 「著作物」とは、著作権法の保護の対象となるものに限りません。ただし、現在において一般に普通名詞で表現されるように なったものは、同号ハにいう「特定の著作物」には該当しません。
- 「特定の者に対し、その者の意に反した作意又は不作為を求める活動」とは、特定の者の意に反する活動が該当するため、直接、その特定の者に対して活動を行う場合に限られず、間接的ではあるが、当該特定の者の行っている活動の認知度、当該特定の者と特定非営利活動法人との関係等から、その特定の者に対してその者の意に反する活動を行っていると認められる活動は、これに該当します。